

ID: 214

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可		
法令名 根拠条項	水難救護法 第16条第4項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第16条第4項の規定による。</p> <p>第16条第4項</p> <p>④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日